



舞鶴市特別職報酬等審議会

答 申

令和6年3月1日

本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職給料」という。）の額について、その職責を踏まえ、他の地方公共団体の特別職給料の額との均衡、一般職の職員の給料改定の状況、社会経済情勢を考慮して、公平、中立的な立場から、慎重に審議を重ねてきた。

1. 特別職給料

(1) 現状

平成29年10月18日付けの答申に基づき、平成30年4月に、市長の給料の額は94万9千円に、副市長の給料の額は78万1千円に、教育長の給料の額は68万8千円に改定された。

その後審議を行った令和3年10月15日付けの答申においても「現行額が適当である」としており、同額にて現在に至っている。

(2) 審議内容

特に今回は、「現行額が適当である」との答申を行った令和3年から2年が経過する中、様々な要因から近年急激な物価高騰が進み、経済情勢が大きく変化していることから、こうした社会情勢の影響について、特別職給料への反映が必要かなどの観点からも審議を行った。

令和3年の審議の際に確認した京都府内及び人口・財政規模等の類似の地方公共団体において、この間の特別職給料の改定の有無を調査したところ、一部の地方公共団体において、規模などを考慮し近隣や類似の地方公共団体と比較して著しく高いまたは低いといった理由から、特別職給料の増減をされた市があったものの、現下の急激な経済情勢の変化など、その他の事由による改定が行われた地方公共団体はなかった。

京都府内の本市と人口・財政規模等が類似している地方公共団体（亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市）の特別

職給料の平均額は市長が91万9,857円、副市長が75万7,143円、教育長が68万円であり、これらと比較しても本市の特別職給料額は概ね適正な水準である。

一般職の職員の給料は、国家公務員の給料改定（人事院勧告）に準じた改定が行われており、令和5年度は、大きくプラスの改定となったが、初任給をはじめ若年層に重点を置かれたものであり、部長級では、ほぼ横ばいの状況にある。

特別職の給料の額は、その職責を踏まえ、人口や財政規模等が類似する京都府内の地方公共団体の特別職の給料額との均衡、一般職の職員の給料改定の状況、社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

本審議会は定期的開催されているところであるが、現在、急激な物価高騰の状況にあることから、今後も社会情勢に注視し、必要に応じ審議会を開催し、特別職報酬等の額について審議されたい。

2. 行政委員等委員及び附属機関の構成員の報酬

行政委員会等委員及び附属機関の構成員（以下、「行政委員会等委員」という。）の報酬については、市が行った令和2年度の検討・見直しにおいて、年額、月額、日額の別を含め、その適正額を検討され、その結果によりまとめられた報告書に基づく提案額について、令和3年の本審議会において「異論なし」との意見を申し述べている。

特別職給料の額と併せて、近年の急激な物価高騰が進み、経済情勢が大きく変化している状況による影響についての観点から、類似する京都府内の地方公共団体の報酬額との均衡など検討した結果、現在の報酬額について異論はない。

ただし、本審議会における特別職給料の審議と同様、現在、急激な物価高騰の状況にあることから、今後も社会情勢に注視し、必要に応

じ検証・検討されたい。

別表

特別職報酬等の額の答申

(単位：千円)

	現行額	答申額
市長	949	949
副市長	781	781
教育長	688	688

舞鶴市特別職報酬等審議会

会 長 川 端 隆 一

会長代理 福 本 清

委 員 伊 庭 節 子

委 員 小 西 剛

委 員 田 仲 宏 介

委 員 藤 澤 重 子

委 員 保 田 信 三